

連結会計注記

1. 追加情報

(1) 対象団体（会計）

連結会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
一般会計	一般会計	全部連結	—
国民健康保険特別会計	特別会計	全部連結	—
介護保険事業特別会計	特別会計	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	特別会計	全部連結	—
介護サービス事業特別会計	特別会計	全部連結	—
下水道事業特別会計	特別会計	全部連結	
水道事業特別会計	地方公営企業会計	全部連結	—
青森県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.25%
北部上北広域事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	45.63%
下北地域広域事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	2.40%
上北地方教育・福祉事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	8.60%
青森県市町村総合事務組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.50%
青森県交通災害共済組合	一部事務組合・広域連合	比例連結	1.025%
青森県市町村職員退職手当組合	一部事務組合・広域連合	みなし連結	—
野辺地町土地開発公社	地方公社・第三セクター等	全部連結	
野辺地町観光協会	地方公社・第三セクター等	全部連結	

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計は、全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。また、青森県市町村職員退職手当組合は、退職手当組合における持分を加算することによって連結したものとみなします。

出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(2) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。